

令和7年函審第1号

裁 決  
漁船A転覆事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年8月23日02時55分

北海道サロマ湖中央部

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.3トン

登 録 長 11.28メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 325キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、平成8年4月に進水し、専らほたて貝養殖漁業に従事する一層甲板型のFRP製漁船で、船首部やや右舷寄りに操舵室、同室後方に漁獲物の積載に用いる縦約1.8メートル横約1.2メートル高さ約0.8メートルの軽合金製揚収籠6個を配し、操舵室には、前面に窓枠によって4分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪及び磁気コンパス、その左舷側にレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター、機関遠隔操縦装置及び機関回転計、左舷船首部、中央部及び船尾部には、幹縄を渡し掛けて水面上に保持するラインガイドローラー各1基、並びに左舷船首部及び船尾部には、成長したほたて貝を枝縄から自動的に取り外す分離装置各1基をそれぞれ備えていた。

また、Aは、船首から船尾にかけて、両舷に甲板上高さ約50センチメートル（以下「センチ」という。）のブルワーク、両舷ブルワーク側面7か所それぞれに、上甲板面を下端とする高さ約5センチ、幅約18センチの船側に貫通している排水口が設けられていた。

#### (2) ほたて貝養殖漁業

Aが従事するほたて貝養殖漁業は、海中に垂下した「ざぶとん籠」と称するほたて貝育成籠に稚貝を収納し、その成長に合わせて収容数を減じながら中間育成させ、その後貝の耳状部に開けた穴に<sup>てぐす</sup>天蚕糸を通した貝2枚を1段として35段を縦に連ね、直径7ミリメートル長さ約5メートルの合成繊維製枝縄に固縛して「一連」とし、その重さが約12キログラムで、水面下約1.5メートルのところに張られた「のし」と称する直径20ミリメートル長さ約100メートルの幹縄1本に、270連ないし280連を出荷まで

垂下して本育成するものであった。

a 受審人は、本育成を終えると、Aを幹縄に沿って漂泊させ、左舷側に備えたラインガイドローラーに幹縄を渡し掛け、その重量を受けて左舷側に10度の船体傾斜がある状態で、4人の甲板員を2組に分けて各分離装置に就け、自らは左舷船首部で同ローラーの操作及び操業指揮に当たり、ラインガイドローラーを駆動させ、僅かな前進行きあしで船首方に移動しながら、順次、垂下連を分離装置に投入し、取り外されたほたて貝と枝縄とを仕分けて揚収籠に格納することで、ほたて貝の収穫を行っていた。

そして、a 受審人は、Aが、ほたて貝の収穫によって重心が著しく上昇すると、不安定な状態となり、左舷側への船体傾斜が助長されることを承知していたので、平素、左舷側への船体傾斜が大きくなったのを認めたら、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制していた。

### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年8月23日02時00分北海道栄浦漁港を発し、北海道浜佐呂間漁港北西方沖合約3.5海里に敷設されたほたて貝養殖施設に向かった。

a 受審人は、02時15分前示養殖施設に至り、Aを幹縄に沿って漂泊させ、左舷側に備えたラインガイドローラーに幹縄を渡し掛け、その重量を受けて左舷側に10度の船体傾斜がある状態で、4人の甲板員を2組に分けて各分離装置に就け、自らは左舷船首部で同ローラーの操作及び操業指揮に当たり、浜佐呂間港北防波堤灯台から309度（真方位、以下同じ。）3.63海里の地点で、船首を105度に向け、機関を中立運転とし、ラインガイドローラーを

駆動させ、0.08ノットの前進行きあし（対地速力、以下同じ。）で船首方に移動しながら、順次、垂下連を分離装置に投入し、取り外されたほたて貝と枝縄とを仕分けて揚収籠に格納し、操業を開始した。

a 受審人は、揚収籠が一杯となったものの、その上に山積みしてほたて貝の収穫を続け、02時45分浜佐呂間港北防波堤灯台から309度3.59海里の地点に至り、排水口が海水で洗うようになり、左舷側への船体傾斜が15度に増大したのを認めたとき、ほたて貝の収穫を続けると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったが、この程度の船体傾斜であれば、まさか転覆することはないものと思い、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、収穫したほたて貝を均等に積載しないまま操業を続け、02時54分約260連の収穫を終えたところで、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、転覆の危険を感じたので、操業を中断して帰航することとし、幹縄から離脱するため、左舵を取って機関を前進にかけたところ、02時55分浜佐呂間港北防波堤灯台から309度3.58海里の地点において、Aは、内方傾斜によって更に左舷側への船体傾斜が大きくなり、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、船首が075度を向いたとき、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は曇りで風力1の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

転覆の結果、機関及び航海計器に濡損等を生じ、後に廃船処理さ

れた。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、夜間、サロマ湖中央部のほたて貝養殖施設において、海中に垂下したほたて貝を収穫中、排水口が海水で洗うようになり、平素よりも左舷側への船体傾斜が大きくなった際、復原力を確保するための措置が不十分で、操業を続け、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、左舵を取って機関を前進にかけたところ、内方傾斜によって更に左舷側への船体傾斜が大きくなり、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、サロマ湖中央部のほたて貝養殖施設において、海中に垂下したほたて貝を収穫中、排水口が海水で洗うようになり、平素よりも左舷側への船体傾斜が大きくなったのを認めた場合、操業を続けると、重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長されて転覆に至るおそれがあったのだから、操業を中断し、収穫したほたて貝を均等に積載して重心の上昇を抑制するなど、復原力を確保するための措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、この程度の船体傾斜であれば、まさか転覆することはないものと思い、復原力を確保するための措置を十分にとらなかった職務上の過失により、操業を中断することも、収穫したほたて貝を均等に積載することもなく、ほたて貝の収穫を続けて重心が著しく上昇するとともに不安定な状態となって左舷側への船体傾斜が助長され、左舵を取って機関を前進にかけたところ、内方傾斜によって更に左舷側への船体傾斜が大きくなり、舷縁を越えて大量の海水が船内に流入し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、機関及び航海計器に濡損等を生じさせるに至

った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

函館地方海難審判所

審 判 官      菅      生      貴      繁